

復原性資料に対する統一解釈に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編及び U 編

改正事項

復原性資料に対する統一解釈に関する事項

改正理由

2003 年の国際満載喫水線条約の改正に伴い、IACS において関連する統一解釈の見直しを行ったところ、同条約第 10 規則に規定される船長のための復原性資料に記載すべき事項を示した IACS 統一解釈 LL45 について、積付及び復原性資料のモデルを示した IMO の MSC/Circ.920 と整合させることが合意された。この結果、復原性資料については MSC/Circ.920 に基づき作成するよう改めた IACS 統一解釈 LL45(Rev.2)が採択された。

本会においては、鋼船規則検査要領 C 編及び U 編の附属書において、これら資料が国際満載喫水線条約の規定に適合する十分な内容を備えたものとすべく標準的な書式及び記載事項を規定しているが、詳細な規定の一部に MSC/Circ.920 の規定と差異があることから、これに整合させる必要性が生じている。

今般、MSC/Circ.920 に基づき、ローディングマニュアル及び船長のための復原性資料の記載内容に関連する規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ローディングマニュアルへの記載事項に対する改正
 - (a) 規則に基づき承認された積付計算機を備える場合、積付計算機及びその取扱説明書への参照を記載するよう改めた。
- (2) 復原性資料への記載事項に対する改正
 - (a) 横傾斜状態における復原性の減少及び縦強度上の許容値等の運航上の注意事項を加えた。
 - (b) 液体を部分積載する区画の資料に関し、液位の間隔に対する規定を加えた。
 - (c) 自由表面影響、復原てこに対する修正及び復原力交差曲線に関し、傾斜角の範囲及び間隔に対する規定を改めた。
 - (d) 排水量等の諸数値及び復原力交差曲線に関し、喫水の範囲及び間隔に対する規定を改めた。